

E  
乙第22号証

平成25年(ワ)第6239号 損害賠償請求事件

大阪地方裁判所第9民事部合議1係 御中

### 陳述書

平成27年3月5日

住 所 (勤務先) 東京都千代田区丸の内2-5-1  
株式会社 三菱地所設計

氏 名 北島宏治(ハセシマヒロミツ)

1. 私の現在の所属先は、株式会社三菱地所設計（以下「当社」といいます。）

東京本社の工務部ですが、「御堂筋フロントタワー」の工事が行われている当時は、大阪支店に所属し、平成21年6月ころから監理を担当していました。以下、本件で問題とされている平成21年12月24日以降の状況につき、私の知ることを説明します。

2. (1) 平成21年12月24日の午後に、現・一般財団法人日本建築センター

（以下「日本建築センター」といいます）により御堂筋フロントタワーの完了検査が行われました。

(2) 私は、監理者として立ち会っていましたが、完了検査が行われている時点では、鹿島建設株式会社（以下「鹿島建設」といいます）からはKOパネルについては何も知らされていませんでした。

(3) 完了検査終了後に、鹿島建設の所長がいるところで同社の担当者から、「他の物件でKOパネルに一部アルミ合金製リベットが使用されていることが判明したこと」、しかし、「本物件では、納品書上、鋼製リベットであることを一部確認するとともに、実物についても全体の約2%の抜き取り調査で、鋼製リベットが確認されたこと」の説明を受けました。

この件については、後で文書をもらいました（乙E 1）。

（4）鋼製リベットが使用されていることについては、一部ですが私も確認

できました（乙E 2）。

（5）しかし、私は、同日、鹿島建設に対して、一応、全数点検をするよう

指示しました（乙E 3）。

（6）また、同日、メールで三菱地所株式会社（以下「三菱地所」といいま

す）の担当者に上記内容を報告しました。

3. 平成22年1月5日、私は、三菱地所に対してメールで、「鹿島建設から、

今後、より広い面積で外装の確認をすることを考えている旨の連絡を受けた  
こと」を報告しました（乙E 4）。

4. 平成22年1月7日、夜、私は、鹿島建設から電話及びメールで、「調査の

結果KOパネルに関し、一枚のパネルからアルミリベットが発見された」旨の  
報告を受けました（乙E 5の1、2）。

5. 平成22年1月8日、私とは別の担当者が本物件の調査に赴き、大多数は鋼  
製リベットであることを確認しましたが、20階の一部に磁石につかないリ  
ベット（鋼製リベットではないこと）が数本確認されたため、その報告を受け  
た私の上司は、直ちに電話で三菱地所に報告しました。

6. (1) 平成22年1月9日（土）、10日（日）及び成人の日（月）が連休で

あつたため、同月12日、鹿島建設から書面をもって正式に「本物件2  
0階の一部に鋼製ではないと判定される接合材が数本発見されたこと」、  
「これについては当社の了解を得た上で、鹿島建設が責任を持って鋼製  
の接合材に修正すること」、また「KOパネル間のジョイント（目地仕様）  
に関しても、国交省等よりリベットと同様に施工仕様が認定仕様と異な  
っていることが指摘されたこと」の報告を受けました（乙E 6）。

(2) また同日、鹿島建設に対して、「KOパネルの目地について、耐火構造

認定の条件を満たしていない可能性のあることが判明した」ことにつき、文章にて詳細の報告をすること、「接合材については現状について全数検査をして報告し、不具合が見つかった部位については是正すること」を指示しました（乙E 7）。

7. 平成22年1月14日、東京本社の方から、三菱地所に書面にて、設置されているKOパネルが耐火構造認品と異なる場合、平成22年1月5日付で日本建築センターから交付された検査済証は有効であるか否かに関する日本建築センターとの打合結果を報告しました（乙E 9）。

8. 平成22年1月18日に、私は、鹿島建設に対し、「KOパネルの接合材及び目地について、耐火構造認定の条件を満たしていないことが判明したため、本来の耐火構造認定を満たすよう是正すること」、「調査結果報告書及び是正工事に伴う施工方法、工期について文章にて至急提出すること」、「是正方法が法的条件を満たしていることを文章にて提出すること」を指示しました（乙E 8）。

9. 平成22年1月21日に、東京本社の方から、三菱地所に書面にて、「本物件の外装について、耐火構造認定品と異なる仕様の製品が設置されていることが平成22年1月12日付の鹿島建設からの報告により判明したこと」、「KOパネルを採用した経緯」、「工事に際しては、当社は鹿島建設より提出されたKOパネル製作要領書および施工計画書にて工事監理を行っていたこと」、「平成22年1月12日に鹿島建設から、大臣認定を受けた耐火構造の仕様と実際に設置されているKOパネルの仕様では、接合材及びパネル間の目地の仕様などが異なっているとの指摘を国土交通省等より指摘を受けたこと」について報告しました（乙E 10）。

10. (1) 以上の通り、私や当社は、完了検査を受ける平成21年12月24日の時点ではKOパネルの施工結果に瑕疵があることについては何

も認識しておらず、また平成22年1月7日又は8日の時点でKOパネルの施工結果に瑕疵があることを知ったときより、ただちに開発及び特定資産管理処分受託者である三菱地所に対して報告をしており、施工会社の鹿島建設には点検及び是正の指示をするなど、監理者としてやるべきことはやったつもりです。

(2) また、原告は、当社がKOパネルの施工結果の瑕疵を知りながら、日本建築センターによる完了検査を終了させたり、平成22年1月5日に検査済証を不正取得したなどと主張していますが、そのような事実は全くありません。

11. 平成22年2月17日、私は、同月10日ころ、鹿島建設から三菱地所宛てに出された「御堂筋フロントタワーにおける外装KOパネル是正工事着工承諾願い」を見て、鹿島建設に対し、「施工箇所全般にわたった計画図、施工図を兼ね備えた詳細な是正工事計画書」の提出を指示しました(乙E11)。

12. 平成22年3月18日、東京本社は、鹿島建設から、「御堂筋フロントタワー 外装KOパネル耐火認定試験結果及び改善工事の実施について」と題する書面(乙E12)を受け取り、「平成22年2月27日、28日に実施した試験結果を踏まえ、3月15日、16日に改善策を施した仕様で耐火性能評価試験を受験したこと」、「3月15日の試験(屋外側・屋内側両加熱試験)においては問題なく合格したが、3月16日の屋外側からの加熱試験において、加熱終了直後一部で発火し、実験終了後に試験体確認を実施したこと、申請仕様(組み立て仕様)と異なっていることが判明したこと」、「試験体の組み立ては、公的試験機関側の責任であることから、国交省と建材試験センターとの協議により、屋内側からの試験結果は合格、試験自体は継続中とし、3月24日、25日に、屋外側からの加熱試験のみ再試験する

こととなつたこと」、「その試験を実施したうえで、即日に性能評価書を発行して頂き、大臣認定申請書を国土交通省に提出することで調整していること」等について説明を受けました。

13. 平成22年3月23日に、東京本社は、三菱地所に対して、「御堂筋フロントタワー新築工事に係わる鹿島建設からの改善工事着工承認願いについて」と題する書面にて、鹿島建設が3月18日に提出してきた書面(乙E12)についての見解を報告しました(乙E13)。

14. 平成22年3月26日に東京本社は、鹿島建設より、「3月24日、25日に改善策を施した仕様で耐火性能評価試験を受験したところ、無事試験に合格したこと」(乙E14)、「早速、建材試験センターから3月25日付けて性能評価書(乙E15)を発行して頂き、同日、構造方法等の認定申請書(乙E16)を国土交通省に提出したこと」、「鹿島建設は、一刻も早く本物件を耐火認定上問題ない状態にすることが社会的に求められていることと思料するので、改善工事施工計画書に基づき、大臣認定取得後直ちに改善工事に着手したいと思っているので、監理者である三菱地所設計と協議に入りたいこと」等の説明を受けました。

15. 平成22年4月16日に、東京本社は、鹿島建設より、「御堂筋フロントタワー 外装K.Oパネル耐火大臣認定取得報告及び改善工事の着工について」と題する書面(乙E18)にて、「4月12日付で大臣認定を取得したこと」、「提出した施工計画書に基づく改善工事が法的条件をみたすことが確認できたこと」、「可及的速やかに本物件を耐火認定に適合させることができ、社会的に求められているものと思料するとともに、関係行政庁からの指導もあるので、直ちに改善工事に着手したいので検討のうえ着工の承認を願いたいこと」、「本改善工事は、建築基準法12条5項に基づく「報告」によつて対処していくとの指導を大阪市より受けていること」、「したがって改善工

事中の工事監理業務と監理報告を三菱地所設計に行ってほしいこと」等の説明を受けました。

16. 平成22年4月19日に、東京本社は、三菱地所に対して、「御堂筋フロントタワー新築工事に係わる鹿島建設からの改善工事着工願いについて」と題する書面にて、「鹿島建設より提出された改善工事方法について、耐火構造認定を満たした工法になっていることを確認したこと」、「施工計画書の内容については、施工方法及び耐久性について問題ないことを確認したこと」、「したがって工事着手することに問題ないと考えていること」、「建築基準法12条5項の報告を行う工事監理者の立場としては、特定行政庁である大阪市に本工事内容の事前確認を行うこと、工事に先立つ試験施工による確認を行うことが必要であると考えていること」を説明しました（乙E19）。

17. 平成22年4月21日、私は、鹿島建設より外装KOパネルの改善工事に関する施工計画書を受領し、鹿島建設は、その計画書に基づいて、平成22年5月26日から同年6月27日まで改善工事を実施し、私は監理者として、適宜、工事の状況を確認しました。

18. 平成22年6月28日、私は、外装KOパネルの改善工事について、大阪市宛てに、「施工計画書通り全ての作業工程を終え、それらが建築基準法上適法に施工されていることを工事監理者として確認したこと」を報告しました（甲50）。

19. 平成22年6月30日、私は、三菱地所宛てに「改善工事が完了したこと」、「大阪市宛てに報告書を提出し、受理されたこと」の報告文書を作成し、東京本社から送付しました（乙E20）。

20. (1) 以上のように、本物件の外装KOパネル改善工事については、耐火性能評価試験を実施したうえで大臣認定を取得した改善案により、鹿

島建設から提出された施工計画書に基づき適切に実施されていると思ひます。

(2) 私も当社も、鹿島建設や三菱地所と協議のうえ国土交通省をだますような行為はしていませんし、鹿島建設に期限における引渡しを拒否させるとともに、鹿島建設に現在も占有をさせているような事実はありません。

以上